

新潟市後期高齢支援システムの標準化に関する情報提供依頼書（RFI）

新潟市保険年金課（以下「本市」という。）では、標準化対象20業務の一つである後期高齢支援システムについて、「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」、関係政省令及び国が示す方針等に準じて、2029（令和11）年1月に国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）及びガバメントクラウド環境への移行を計画しているところです。

本RFIは、事業者様の標準準拠システム等の対応方針、本市への提供可否、及びご提案の条件等を把握することを目的としています。いただいた情報は、本市においてシステム移行スケジュールや移行パターンなどを決定するうえでの参考にしたいと考えています。

各事業者様の標準化に対する率直なご意見を頂ければ幸いです。

1. 情報提供依頼の概要

貴社が提供する標準準拠システム及び関連する共通機能等について、【様式3】回答票にある本市からの質問に沿って回答をお願いします。

質問について	
様式	【様式1】質問票
メール件名	【質問】標準化RFI（〇〇〇） ↑ 貴社名を記入
提出期限	令和8年7月3日（金）まで
質問票への本市回答	令和8年7月10日（金）頃 提出後、概ね5開庁日以内に回答いたします。
情報提供	
様式	【様式2】会社情報 【様式3】回答票
メール件名	【提出】標準化RFI（〇〇〇） ↑ 貴社名を記入
提出期限	令和8年7月17日（金）まで
提出先・提出方法（共通）	
記入済の各様式を、文末に記載の提出・問い合わせ先のメールアドレス宛に、電子メールで送付してください。（様式はいずれもMicrosoft EXCEL形式）	

2. 質問の受付

- 質問事項を【様式1】に記入のうえ、「1. 情報提供依頼の概要」に記載の方法でご提出ください。

3. 情報提供および提出方法

(1) 記入様式

- ・ 【様式 2、3】に記入してください。
- ・ 本市指定様式にて回答記入欄が不足する場合、適宜資料を追加していただいかまいません。また、ご提案の条件やスケジュール等についてご意見がありましたら、提出をお願いします。

(2) 提出方法

- ・ 本資料末尾の「提出・問い合わせ先」に記載してあるメールアドレス宛に、【様式 2、3】を添付のうえ送付してください。パンフレットや仕様書、概算費用がわかる資料等、参考にご提供いただけるものは適宜追加してください。
- ・ 持参、郵送の場合でも、【様式 2、3】を別途メールで送付してください。なお、来庁される場合は事前にご連絡ください。

4. 参考条件

(1) 後期高齢者支援システムの基本情報

① 端末設置場所

市役所本館、各区役所等

② 業務(基幹系)端末数量及び利用者数

端末数 約 70 台

利用者数 約 60 名

③ 人口

令和 8 年 5 月 31 日現在 751,469 人

④ 被保険者数

令和 8 年 5 月 31 日現在 134,050 人

5. 留意事項

- ・ 情報提供が可能な業務システムについて記入してください。
- ・ 本市への提案が不可能である場合、回答票の「標準準拠システムの本市への提案可否」項目は不可能を選択してください。
- ・ 情報提供が可能であるものの期限内で(7月17日まで)の対応が難しい場合、提出・問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 本市の規模の自治体データの処理を想定いただくものとします。
- ・ アプリケーションのカスタマイズは、条例対応等やむを得ない場合を除き、原則実施しない方針とします。
- ・ 標準準拠システムはガバメントクラウド環境上で利用することを想定しています。
- ・ 本依頼に対して、どのような回答を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。

- ・情報の提供を受けた事業者様に対して、後日、お問い合わせや追加の資料提供を依頼する場合があります。
- ・本依頼の実施に要する費用は、事業者様にてご負担ください。
- ・本依頼において提供を受けた資料は返却いたしません。
- ・提供を受けた資料については提供者に断りなく他者に提供することはいたしません。
- ・提供を受けた情報については、本市における検討のほか、国への報告や他政令市との情報交換のために利用させていただくことがあります。

提出・問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市福祉部保険年金課高齢者医療係

担当 : 渡辺

e-mail : nenkin@city.niigata.lg.jp

電話 : 025-226-1081 (平日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)